

昭和音楽大学同侪会会則

[名 称]

第 1 条 本会は「昭和音楽大学同侪会」と称する。

[目 的]

第 2 条 本会は会員相互の理解・親睦を図り、音楽文化の振興に寄与するとともに昭和音楽大学の発展に協力することを目的とする。

[会 員]

第 3 条 本会は次の会員をもって構成する。

- ・正会員 昭和音楽大学、昭和音楽大学短期大学部を卒業、または昭和音楽大学大学院を修了し、入会手続きを完了した者。
また、役員会で特に認められ入会手続きを完了した者。
- ・準会員 昭和音楽大学、昭和音楽大学短期大学部、昭和音楽大学大学院に在籍し、且つ入会手続きを完了した者。

2 会長は前項以外の東成学園教育職員、事務職員に、本会活動の参加要請をすることができる。

[本 部]

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達するために、本部を昭和音楽大学内に置く。

[役 員]

第 5 条 本会には次の役員を置く。

- ・名誉会長、会長、幹事、特任幹事、監事、および名誉顧問。
- ・特任幹事は、第 3 条 2 項の中から選考することができる。

2 その他、必要に応じて前項以外の役職者を置くことができる。

[役員を選任]

第 6 条 会長は、役員会において会長候補者を選考し、総会において選任する。

2 会長候補者を選考するときは、あらかじめ学園運営委員会の意見を聴かなければならない。

3 幹事および特任幹事、監事、第 5 条 2 項の役職者は会長が選任する。

4 監事を選考するときは、あらかじめ学園運営委員会の意見を聴かなければならない。

5 会長に事故のある時は、役員会において選任された者を会長代行とする。

6 名誉顧問は学校法人東成学園理事長とする。

7 名誉会長は昭和音楽大学学長とする。

[役員任期]

第 7 条 役員任期は 3 年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。

2 会長代行の任期は次期会長の決するまでとするが最長 1 年を越えないものとする。

3 役員は、第 10 条 5 項に関わらず役員会出席者の 3 分の 2 以上の決議を必要とする。

[役員 の 罷免 ・ 退任]

第 8 条 役員が次の事由のいずれかに該当するときは、役員会の決議によって罷免することができる。

- ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- ・役員としてふさわしくない非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- ・任期の満了
- ・辞任
- ・死亡

[役員 の 任務]

第 9 条 会長は会務を総理する。

2 幹事および特任幹事は会長を補佐し、常時会務を掌理し、審議及び実務に当たる。

3 監事は会計及び一般会務を監査する。

4 名誉顧問は随時役員会の諮問に応じ、総会等、会議に出席発言できる。

5 名誉会長は随時役員会の諮問に応じ、総会等、会議に出席発言できる。ただし、当該会議の議決権を持たない。

[役員 会]

第 10 条 本会は必要に応じて役員会を開催する。

2 役員会の開催は、役員(監事を除く)5名以上および監事1名以上の出席を必要とする。

3 役員会は会長、幹事、特任幹事、監事および名誉顧問をもって構成する。

4 会長は必要に応じて、前項以外の者を役員会に出席させることができる。

5 議決に際しては、本条3項の出席者(監事を除く)の過半数をもって行う。

6 役員会は会長が招集して議長となる。

7 役員会は次の事項を審議する。

- ・本部主催の演奏会、講座等に関する事
- ・同僚会報、インターネット/SNS、記念行事等、本部の活動に関する事
- ・奨学金に関する事
- ・支部、部会活動の助成、支援に関する事
- ・卒業生の演奏活動等の支援に関する事
- ・会則に関する事
- ・総会に関する事
- ・予算、決算等を含む会計経理全般に関する事
- ・会長候補者の選考に関する事
- ・大学との連絡、調整等に関する事
- ・その他、重要な事項に関する事

8 役員 の 過半数から議案を付して開催要求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

[総 会]

第 11 条 本会は3年に1回定時総会を開催する。但し必要があるときは臨時に総会を開

催することができる。

- 2 総会は正会員および役員をもって構成する。
- 3 議決に際しては、出席者(監事を除く)の過半数を必要とする。
- 4 総会は会長が招集して議長となる。
- 5 総会は次の事項を審議する。
 - ・会長の選任に関する事
 - ・会計報告に関する事
 - ・活動計画及び報告に関する事
 - ・その他重要な事項に関する事
- 6 幹事の過半数から議案を付して開催要求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

[支 部]

- 第 12 条 本会は第 2 条の目的を達するために、支部を置くことができる。
2 支部設置に関しては別に定める。

[会 費]

- 第 13 条 本会々員は別に定める細則により会費を納めるものとする。
2 本会は入会金及び会費のほかに、寄付金、事業収益金をもって会の運営資金に充てる。

[会 計]

- 第 14 条 本会の会計及び事業年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日を以て終了する。
2 本会の会計報告は、総会若しくは、会報等により公示する。
3 本会の会計処理は、会長が選任したに監査人により行われる。

[会則改正]

- 第 15 条 本会の会則改正は、第 10 条 5 項に関わらず役員会出席者(監事を除く)の 3 分の 2 以上の決議を必要とする。

[付 則]

本会則は、昭和 47 年 7 月 19 日より施行する。
昭和 49 年 10 月 4 日改正。
昭和 61 年 11 月 3 日改正。
平成 10 年 3 月 1 日改正。
平成 21 年 10 月 31 日改正。
平成 27 年 11 月 1 日改正。
平成 30 年 11 月 4 日改正。
令和 6 年 11 月 2 日改正。